

ID: 292

担当部署: 経済部 耕地林務課 管理係

処分の概要	納期日の変更及び減免等		
例規名 根拠条項	名寄市農林業施設等災害復旧工事費分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第160号		
<p>【根拠条文】 (納期日の変更及び減免等) 第5条 天災等により、分担金の納付が困難となった納付義務者につき、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、その申出により納期日を変更し、又は延滞金を減免し、若しくはその徴収を猶予することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日